

## 本号で公布された条例のあらまし

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十三号）（警務課）

### 一 趣旨

久喜市における町の区域の新設に伴い、幸手警察署の管轄区域の規定を整備するため改正

### 二 内容

幸手警察署の管轄区域の変更

久喜市の新たな町の区域となる「伊坂北一丁目、伊坂北二丁目、伊坂中央一丁目、伊坂中央二丁目、伊坂南一丁目、伊坂南二丁目、伊坂南三丁目、松永一丁目」を加える。

### 三 施行期日

公布の日